

亀山市総合教育会議要綱

平成 27 年 5 月 14 日

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、亀山市総合教育会議（以下「教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 教育会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議
- (4) 前各号に関する次条に規定する構成員の事務の調整

(構成員)

第 3 条 教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 教育会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認める場合
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認める場合
- (3) その他公益上必要があると認める場合

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第8条 教育会議の庶務は、企画政策室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、教育会議の運営等に関し必要な事項は、市長が教育会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。